

海田町手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき特定の者のためにする事務につき徴収する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 町は、別表第1及び別表第2に掲げる手数料を徴収する。

2 手数料は、1申請又は1請求を1件として、これを徴収する。ただし、別表第1及び別表第2に特別の計算単位の定めのあるものについては、この限りでない。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、申請又は請求の際、これを徴収する。

(手数料の返還)

第4条 既納の手数料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の減免)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるとき。
- (2) 手数料を納付すべき者が国又は地方公共団体であって公益上必要であると認められるとき。
- (3) 後期高齢者医療給付に係る戸籍に関する証明であって、相続する者を確認するため必要であると認められるとき。
- (4) その他公益上特に必要と認められるとき。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表第2（第2条関係）

広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）第2条第1項の規定による屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の許可に係る申請手数料

種別	区分	単位	手数料の額	
			光源を使用したもの	光源を使用しないもの
平看板 広告塔 掲示板	10㎡以下のもの	1個につき	1,780円	1,060円
	10㎡を超え30㎡以下のもの	1個につき	4,950円	3,720円
	30㎡を超え140㎡以下のもの	1個につき	4,950円に30㎡を超える10㎡までごとに1,780円を加算した額	3,720円に30㎡を超える10㎡までごとに1,060円を加算した額
	140㎡を超えるもの	1個につき	26,560円	17,710円
立看板		1個につき		530円
電柱 広告板	添加	1個につき	530円	350円
	巻き	1個につき		350円
電車、乗合自動車 その他公衆の利用 に供せられる乗物 に表示する広告板		1㎡につき	890円	530円
宣伝車に表示する 広告板		1台につき	1,780円	1,240円
幕広告		1枚につき		890円
気球広告		1個につき	1,780円	1,240円
はり札		1個につき		370円
はり紙		1件につき100枚までごとに		530円
その他			前各項に準じて町長が定める額	

備考 形状及び意匠が同一のものは、1件とする。